# 新生児医療担当医確保支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 新生児医療担当医確保支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、三重県補助金等交付規則(昭和37年三重県規則第34号)及び医療保健部関係補助金等交付要綱(平成30年三重県告示第239号)に規定するもののほか、この交付要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 この事業は、医療機関におけるNICU(診療報酬の対象となるものに限る。) において、新生児医療に従事する医師に対して、手当を支給することにより、過酷な 勤務状況にある新生児医療担当医の処遇改善を図ることを目的とする。

## (実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、市町、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人 恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び知事が適当と認める者を対象とする。

# (交付の対象)

第4条 この補助金は就業規則及びこれに類するもの(以下「雇用契約等」という。)に おいて、NICUにおいて新生児医療に従事する医師に対し、NICUに入院する新生 児に応じて支給される手当(以下「新生児担当手当等」という。)を明記し、給付する 次の事業を交付の対象とする。

なお、個人が開設する病院においては、開設者本人への手当の計上が会計上困難であることから、雇用する新生児医療担当医に対する手当の支給について、雇用契約書等に明示しているなど、知事が適当と認める場合は開設者本人についても対象とする。

- 一 医療機関の開設者が行う新生児医療担当医確保支援事業
- 二 医療機関の開設者が行う新生児医療担当医確保支援事業に対し市町が行う補助事業

### (交付額の算定方法)

- 第5条 補助金の交付額は、次の各号の定めるところにより算出された額とする。ただし、 算出された額に 1,000円未満の端数を生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
  - 一 新生児医療担当医確保支援事業補助金
    - ア 医療機関の開設者が行う新生児医療担当医確保支援事業
      - (ア) 別表1の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを 比較して、少ない方の額を選定する。
      - (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した 額とを比較して、少ない方の額に3分の1を乗じて得た額を交付額とする。

- イ 医療機関の開設者が行う新生児医療担当医確保支援事業に対し、市町が補助する 事業
  - (ア) 別表1の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを 施設ごとに比較して、少ない方の額を選定する。
  - (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した 額とを比較して、少ない方の額を選定する。
  - (ウ) (イ) により選定された額に3分の1を乗じた額と市町が補助した額((イ) により選定された額の3分の3から3分の1の範囲の額とする。)とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

## (申請及び実績報告)

- 第6条 補助金の交付の申請及び事業実績報告の様式は、三重県補助金等交付規則(昭和 37年三重県規則第34号)第3条第1項及び第10条の規定にかかわらず、第1号様式 又は第2号様式とする。
- 2 補助金の交付申請書等の提出期限、添付書類等は、次のとおりとする。

区		提	出	期	限		添		付	書	類			提出
	補助金の名称	交付申請書		実績報告書		交付申請			実績報告					
分						名	称	様	式	名	称	様	式	部数
1		毎年度別知事が持ずる日		1か 翌年 7日	完了 月 度 4 日 ず 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	書 所要額 当該事 かかる	歳入歳	第4		経費 有額 実績 割 当 該る 第 書 該 の 第 書 談 第 書 談 書 で ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま	明細書 給実績 業に か出	第 6 第 7	号	2部 正本 1部 副本 1部

#### (交付の条件)

- 第7条 補助金の交付の決定には、次の条件を付するものとする。
  - 一 補助事業に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容の変更(ただし軽微な変更 を除く。)をする場合においては、知事の承認を受けること。

なお、軽微な変更とは、交付額の20パーセント未満の減額とする。

- 二 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- 三 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合 においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けること。
- 四 新生児医療担当医確保支援事業と、対象経費を重複して、他の補助金等の交付を 受けてはならない。

- 五 補助金と補助事業に係る証拠書類等の管理については次によるものとする。
  - ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- 六 市町は、県から概算払いにより間接補助金の交付を受けた場合には、当該概算払い を受けた補助金を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
- 七 市町が間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、第一号から第三号及び第 五号に掲げる条件を付さなければならない。

この場合において第一号から第三号中「知事」とあるのは「市町長」と読み替える ものとする。

- 八 市町長が第七号により付した条件に基づく承認をする場合には、あらかじめ知事の 承認を受けなければならない。
- 九 三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱(以下「暴力団排除要綱」 という。)別表に掲げる一に該当しないこと。
- 十 暴力団排除要綱第8条第1項に定める不当介入を受けた時は、警察に通報を行うと ともに、捜査上必要な協力を行うこと及び知事に報告すること。
- 十一 上記各号に掲げる事項以外のことについては、その都度知事の承認を受けるものとする。
- 十二 補助事業者等は、知事から補助事業の遂行状況の報告やその他の資料の提出を求められたときは、当該補助事業の遂行状況報告書(第8号様式)を知事に提出しなければならない。

# (申請の取下げ)

第8条 補助金の交付決定の通知を受けた者は、その交付決定の通知を受領した日から7日以内に第9号様式による交付申請取下届出書1部を提出することにより、申請の取り下げをすることができる。

### (補助金の交付対象期間)

第9条 補助金の交付対象期間は、補助金の交付決定のあった日の属する年度の4月1日から 翌年3月31日までとする。

附 則

1 この要領は、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この要領は、平成24年4月2日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この要領は、平成26年11月27日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

附則

1 この要領は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

附則

1 この要領は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この要領は、令和3年3月1日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

別表 1 (新生児医療担当医確保支援事業補助金)

1 基 準 額	2 対 象 経 費
新生児1人当たり 10千円 (NICU入院初日のみ)	NICUにおいて新生児を担当する医師の処遇改善を目的として支給されるNICUに入院する新生児に応じて支給される手当(新生児担当手当等)